

一管区水路通報第10号

令和4年3月11日

第一管区海上保安本部

第86項	北海道南岸及び西岸	恵山岬南東方及び白神岬西方	救難訓練
第87項	北海道南岸	恵山岬北東方	救難訓練
第88項	北海道南岸	襟裳岬	灯台について
第89項	北海道南岸	十勝港北東方	ロケット打上げ中止
第90項	北海道東岸	根室港	養殖施設設置
第91項	北海道西岸	小樽港	小型船舶操縦訓練
第92項	北海道西岸	積丹岬北北東方	救難訓練
第93項	北海道西岸	弁慶岬南西方	灯台光達距離変更
第94項	北海道西岸	茂津多岬北方	救難訓練
第95項	北海道西岸	瀬棚港	灯台光達距離変更
第96項	北海道周辺		船舶気象通報一時業務休止
第97項	北太平洋北西部		海洋調査

お知らせ

- 「海水情報センター」について
第一管区海上保安本部は船舶等の海難を防止するために「海水情報センター」を開所しております。
海水情報は以下Webページにより入手できます。

第一管区海上保安本部 海水情報センターのWebページ

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html>



※水路通報の内容については、航海安全情報のWebページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

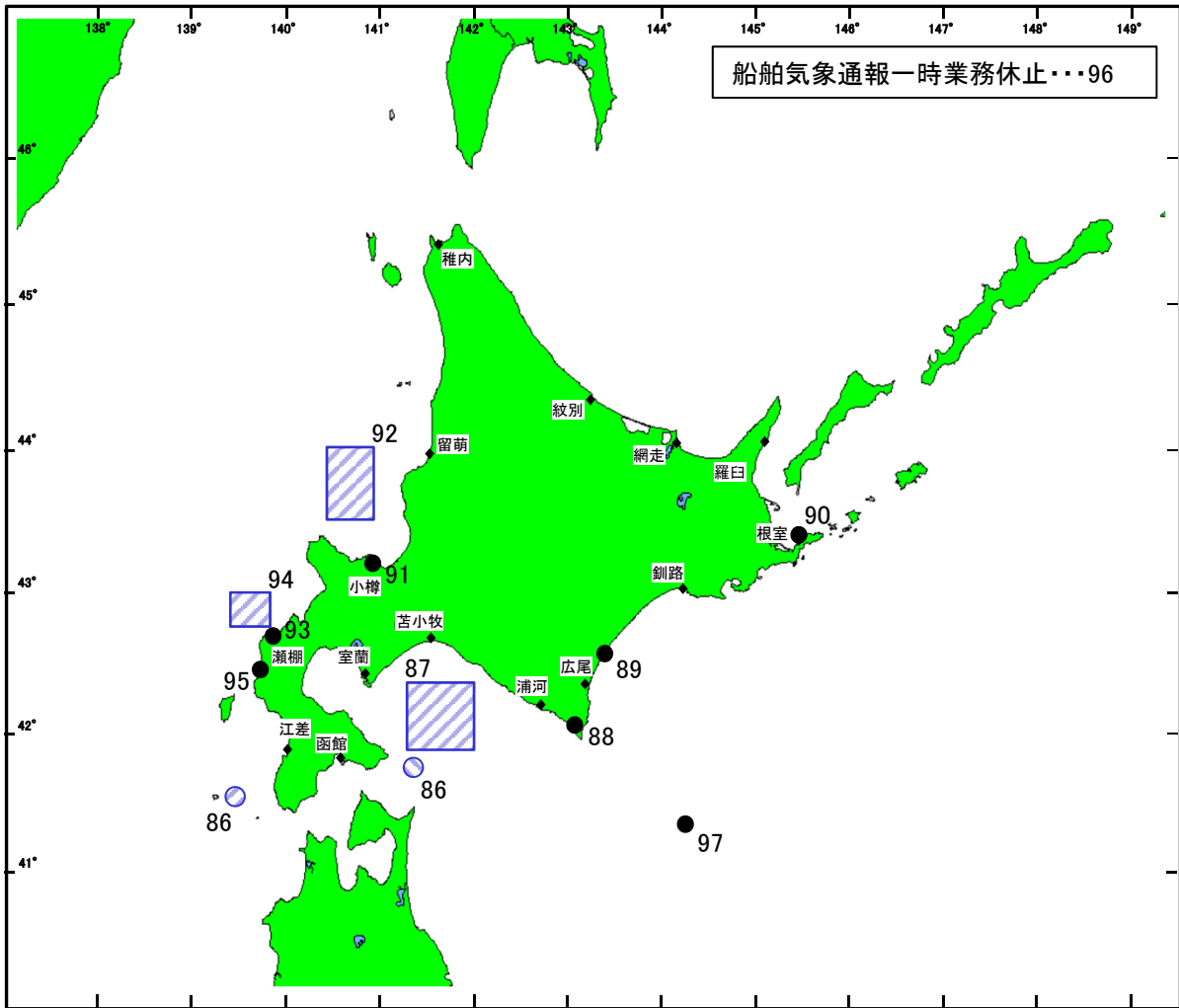
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

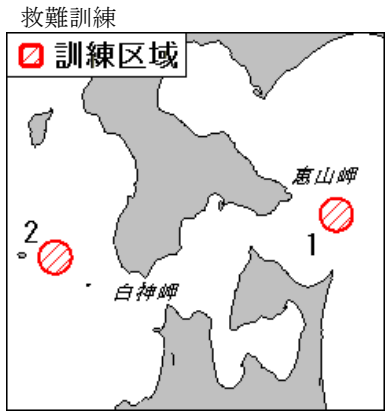
URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/mailform.html>

索引図



※概略の位置又は区域を●印又は⊙で示す。数字は項数。

4年86項 北海道南岸及び西岸 — 恵山岬南東方及び白神岬西方
 下記区域で、航空機による救難訓練が実施される。
 期 間 令和4年4月1日～30日 0830～1715
 区 域 1 41-43.0N 141-29.4E
 を中心とする半径5海里の円内
 2 41-30.0N 139-35.0E
 を中心とする半径5海里の円内
 備 考 発炎筒及びマリンマーカーを投下
 海 図 W10-JP10
 出 所 函館航空基地



4年87項 北海道南岸 — 恵山岬北東方 救難訓練
 下記区域で、航空機による照明筒及びフレア等を投下する救難訓練が実施される。
 期 間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
 (土、日、祝日及び12月30日～1月3日を除く) 0800～2100
 区 域 下記経緯度線により囲まれる区域
 (1) 42-20-09N (3) 141-19-46E
 (2) 41-50-09N (4) 141-59-46E
 海 図 W1030-JP1030
 出 所 航空自衛隊千歳救難隊



4年88項 北海道南岸 — 襟裳岬 灯台について
 襟裳岬灯台は改修作業に伴う足場及び養生ネット設置により、灯塔が見え難くなっている。
 期 間 令和4年3月下旬まで
 位 置 41-55.5N 143-14.6E
 海 図 W1031-W1030-JP1030-W1032-JP1032
 参照書誌 411 0120 番
 出 所 第一管区海上保安本部交通部



4年89項 北海道南岸 ー 十勝港北東方 ロケット打上げ中止
 一管区水路通報4年8号71項削除

下記区域のロケット打上げは、中止となった。

期 間 令和4年3月12日(予備日 13日、14日、15日) 0700～日没

区 域 1 打上げ位置

42-30.3N 143-27.4E

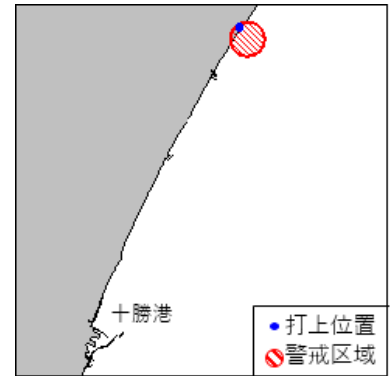
2 警戒区域

下記地点を中心とする半径1.25kmの範囲により囲まれる区域

42-29-50.3N 143-27-49.4E

海 図 W1032-JP1032

出 所 広尾海上保安署



4年90項 北海道東岸 ー 根室港 養殖施設設置

下記区域に、養殖施設が設置される。

期 間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 43-20-22.6N 145-34-28.9E

(2) 43-20-22.6N 145-34-29.6E

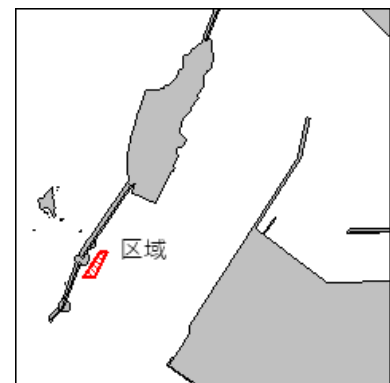
(3) 43-20-20.6N 145-34-28.3E

(4) 43-20-20.6N 145-34-27.1E

備 考 設置区域は白色灯付浮標(2秒1せん)4基で標示

海 図 W24(根室港)

出 所 根室港長



4年91項 北海道西岸 ー 小樽港、第2区 小型船舶操縦訓練

下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

期 間 令和4年4月1日～令和5年3月31日 日出～日没

区 域 1 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 43-11-49.2N 141-01-25.4E

(2) 43-11-25.1N 141-01-42.8E

(3) 43-11-21.4N 141-01-38.6E

(4) 43-11-42.6N 141-01-19.8E

2 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(5) 43-11-20.3N 141-01-48.5E

(6) 43-11-03.1N 141-02-01.0E

(7) 43-11-02.0N 141-01-58.0E

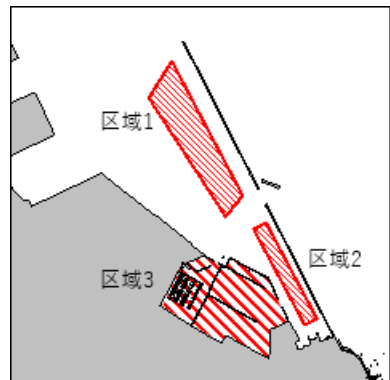
(8) 43-11-19.1N 141-01-45.5E

3 図に示す区域(マリーナ及び旧貯木場)

備 考 訓練等実施中、区域内に浮標設置

海 図 W5-JP5

出 所 小樽港長



4年92項 北海道西岸 — 積丹岬北北東方 救難訓練
 下記区域で、航空機による照明筒及びフレア等を投下する救難訓練が実施される。
 期 間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
 (土、日、祝日及び12月30日～1月3日を除く) 0800～2100
 区 域 下記経緯度線により囲まれる区域
 (1) 44-00-08N (3) 140-29-46E
 (2) 43-30-08N (4) 140-59-46E
 海 図 W41
 出 所 航空自衛隊千歳救難隊



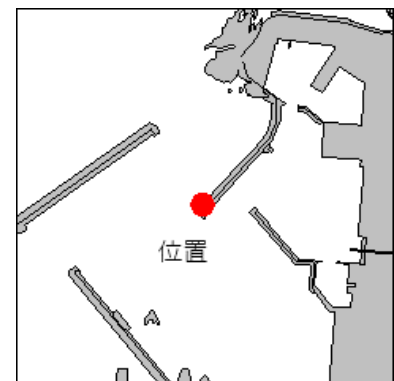
4年93項 北海道西岸 — 弁慶岬南西方、木巻岬 灯台光達距離変更
 一管区水路通報4年8号77項削除
 木巻岬灯台は、下記のとおり光達距離が変更された。
 位 置 42-41.3N 139-55.5E
 光達距離 (変更前) 14海里
 (変更後) 12.5海里
 海 図 W11-JP11-W43
 参照書誌 411 0602番
 出 所 小樽海上保安部



4年94項 北海道西岸 — 茂津多岬北方 救難訓練
 下記区域で、航空機による照明筒及びフレア等を投下する救難訓練が実施される。
 期 間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
 (土、日、祝日及び12月30日～1月3日を除く) 0800～2100
 区 域 下記経緯度線により囲まれる区域
 (1) 43-00-09N (3) 139-29-47E
 (2) 42-45-09N (4) 139-54-47E
 海 図 W11-JP11
 出 所 航空自衛隊千歳救難隊



4年95項 北海道西岸 — 瀬棚港 灯台光達距離変更
 一管区水路通報4年2号13項削除
 瀬棚港南外防波堤灯台は、下記のとおり光達距離が変更された。
 位 置 42-27.1N 139-50.5E
 光達距離 (変更前) 9海里
 (変更後) 5.5海里
 海 図 W39(瀬棚港)-W11-JP11
 参照書誌 411 0606番
 出 所 函館海上保安部



4年96項 北海道周辺 - 船舶気象通報一時業務休止
下記船舶気象通報のうち、襟裳岬灯台で観測した気象通報(波高)の提供が一時休止される。
1 第一管区海上保安本部沿岸域情報提供システム(インターネット・ホームページ)
2 小樽船舶通航信号所(AISによる気象通報)
期 間 令和4年3月23日(予備日31日)1000~1600
参照書誌 411 0120番、8101.1番
出 所 第一管区海上保安本部交通部

4年97項 北太平洋北西部 - 海洋調査
下記区域で、調査船「第七開洋丸(649t)」による海洋調査が実施されている。
期 間 令和4年3月7日~19日
区 域 下記5地点を結ぶ線上付近
(1) 43-03.4N 145-49.4E
(2) 42-41.2N 143-48.3E
(3) 41-34.4N 146-28.9E
(4) 41-37.0N 141-46.6E
(5) 40-37.1N 144-48.3E
備 考 観測機器をえい航する(約100m)
海 図 W3
出 所 海洋エンジニアリング株式会社

